

司研企第000220号

(人ろ-08)

平成23年2月7日

高等裁判所長官 殿 (東京, 大阪, 福岡)

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成23年度弁護士任官者実務研究会の実施について (通知)

標記の研究会を下記により実施しますから、貴庁管内の参加者を別紙様式の書面により3月10日(木)までに推薦してください(送信書不要)。

記

1 研究期間

4月7日(木)及び8日(金)の2日間

2 研究場所

司法研修所

3 対象者

弁護士から平成22年10月1日以降に任官又は近く任官予定の判事及び判事補

4 研究内容

(1) 裁判所の組織、職員制度の概要と裁判官の服務

(2) 座談会「弁護士と裁判官の間」

(3) 令状事務について

(4) 民事記録研究－民事訴訟の審理と判決を巡って

5 宿舎

宿舎を必要とする参加者については、当研修所ひかり寮を用意する。

6 その他

研究会参加の詳細については、当研修所事務局長から各参加者に連絡する。

(別紙様式)

平成23年度弁護士任官者実務研究会

高等裁判所

本務庁	官職	氏名	ふりがな	期	民事刑事 担当別	備考

(記載上の注意)

- 1 任命予定の者については、備考欄に、その旨及び任命予定時期を記載する。
- 2 旧姓使用の届出がある場合は備考欄に旧姓を記載する。
- 3 司法行政文書管理システムで「最高裁判所/司研/企画課/課長補佐(企画)/企画第一係」あてに送付する。

平成23年3月15日

平成23年度弁護士任官者実務研究会参加者 殿

司法研修所事務局長 笠井之彦

平成23年度弁護士任官者実務研究会について（事務連絡）

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表のとおり

2 場所、宿舎等

(1) 場所 司法研修所

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

(2) 集合 4月7日（木）午前9時40分 当研修所東館2階受付

(3) 宿舎 宿舎を必要とする参加者については、当研修所ひかり寮を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

4 旅費

参加に要する旅費は、研究会初日に当研修所において支給する（印鑑（スタンプ式は不可）を持参する。）。

なお、旅費及び旅行日程につき不明な点は、当研修所事務局経理課経理係（TEL XXXXXXXXXX）に照会する。

5 その他

- (1) 当研修所で有斐閣発行の「判例六法 Professional」（平成23年版）を貸与する。

(2) 提出書類

「宿所届」については、ひかり寮利用の有無にかかわらず、所要事項を記入の上、3月25日(金)までに当研修所事務局企画課企画第一係に提出する(ファクシミリ送信によっても差し支えない。FAX [REDACTED])。

(3) 私物パソコンを使用する場合

司法研修所において、非公表情報を取り扱うために私物パソコンを使用する場合には、任官後に所属庁において所定の手続をとることになる情報セキュリティ関係の通達等を踏まえた上、別添の平成22年3月26日付け司法研修所事務局長事務連絡「私物パソコンの使用に関する届出等について」記載の手続をとる。

(担当係) 事務局企画課企画第一係 TEL [REDACTED]

添付書類

- 1 日程表
- 2 参加者名簿
- 3 宿所届
- 4 懇談会のお知らせ
- 5 司法研修所ひかり寮及びいずみ寮の利用について
- 6 交通の御案内
- 7 司法研修所案内図
- 8 ひかり寮及びいずみ寮におけるインターネット接続サービスについて
- 9 私物パソコンの使用に関する届出等について (事務連絡)

平成23年度弁護士任官者実務研究会

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
4	7	木	9:50 所長 あい さつ	10:00 裁判所の組織，職員制度の 概要と裁判官の服務 最高裁人事局任用課長 徳岡 治 司研教官 瀧澤 泉	12:00	13:00 座談会「弁護士と裁判官の間」 東京高等裁判所判事 北澤 純一 司研教官 瀧澤 泉	17:15	※
	8	金	9:50 令状事務について 司研教官 永渕 健一	12:00	13:00 民事記録研究 －民事訴訟の審理と判決を巡って 司研教官 岡部 純子	17:00		

※ 懇談会を予定

平成23年度弁護士任官者実務研究会

参加者名簿

高裁管内	本務庁	氏名	備考
	任官予定者	大畑道広 泉遠藤曜子 長吉田丈祈 博代	
			合計 5 人

司法研修所 行

所属庁

氏名

㊟

宿 所 届

1 緊急連絡先

- (1) 携帯電話 - -
- (2) その他連絡先
方(電話 - -)

2 旅行行程

- (1) 現住所を記載してください。
- (2) 研究期間中は(1)の場所から通いますか(□にチェックを入れてください)。
 a 通う(通う、にチェックした場合(3)以下の記載不要)
 b 通わない
- (3) (2)で、b 通わない、を選んだ方は以下の①から③までの各欄について該当する□に必ずチェックを入れてください。

宿 泊 日	宿 泊 場 所	寮	ホテル・旅館等	親族、知人宅、 単身赴任者の自宅等	現住所
		(入寮時刻を記入) 午前・後 時ころ 喫煙 する・しない	(支給額については 寮を利用した場合と 同額になります)	(5)に滞在先住所を記載	(2(1)の場所)
① 4月 6 日 (水) (開始前日)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (開始日に移動)
② 4月 7 日 (木) (開始日)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 4月 8 日 (金) (終了日)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (帰宅)

- (4) (3)の日程と出発日又は帰着日が異なる日程で研究会に参加する方は、次のAに出発日又は帰着日を記載し、旅行の目的としてBの該当する□にチェックしてください。

A 出発日 月 日() 帰着日 月 日()

- B ① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問 ② 出張地における職場関係者との懇談
 ③ ①②と同視すべき特別な事情()
 ④ ①から③までのいずれにも該当しない。

- (5) (3)で親族、知人宅、単身赴任者の自宅等にチェックした方は、滞在先住所を記載してください。

(滞在先住所)

- (6) 交通機関の利用について、新幹線(特急)又は航空機を使用する方は、以下①～③の該当する各欄の□にチェックを入れてください(チェックの無い場合は利用しない扱いとなります。)

- ① 新幹線(特急)を利用する(のぞみ号を利用する[往路 復路])。
 ② 新幹線(特急)のグリーン車を利用する(指定職相当のみ)[往路 復路]。
 ③ 航空機を利用する[往路 復路]。

(注) 1 開始前日の入寮は、午後3時から出来るだけ午後8時までをお願いします。

(午後5時以降は、テンキー操作による入寮となります。)

2 開始日に入寮する場合には午前9時から午後1時までに入寮してください。

3 浴衣の用意はありませんので、各自用意してください。

4 住み込みの職員による寮の管理はしていません。

緊急の場合は、総務課寮務係()に午後5時30分まで(以後は)に連絡してください。

5 予定が変わって、グリーン車を利用しなかった場合は経理課経理係に申告してください。

6 この宿所届は、3月25日(金)までに司法研修所事務局企画課企画第一係に送付してください(ファクシミリ送信可、)。

平成23年度弁護士任官者実務研究会参加者 各位

司法研修所第一部教官室

懇談会のお知らせ

下記のとおり平成23年度弁護士任官者実務研究会参加者相互の懇談の席を設けることにいたしましたので、御出席ください。

なお、当日差し支えがある場合は企画課企画第一係担当清田まで御連絡ください
(電話番号 XXXXXXXXXX)。

記

- 1 日時 4月7日(木)午後5時30分から午後6時50分まで
- 2 場所 司法研修所
- 3 会費 2,500円(研究会初日に徴収します。)

司法研修所ひかり寮及びいずみ寮の利用について

1 入寮

研修（究）開始日の前日に入寮する場合には、午後3時から出来るだけ午後8時までをお願いします。なお、午後5時以降（ひかり寮）、午後5時30分以降（いずみ寮）及び休日の入寮は係員がいないためテンキー操作による入寮となります。該当する研修（究）員には総務課寮務係から入寮方法等を別途メールでお知らせします。

また、研修（究）開始日に入寮する場合には、午前9時から午後1時までに入寮してください。

2 司法研修所への入構

- (1) 平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（歩行者出入口：終日開放・車出入口：午前8時から午後9時まで）又は北門（歩行者出入口：終日開放・車出入口：午前6時から午後11時まで）を利用してください。
- (2) 休日は、北門を利用してください。その場合、バスは「樹林公園」バス停で下車してください。
- (3) 部外者等の侵入防止などの警備上の必要から、正門等における入構時に身分証明書等の提示が必要です。

3 宅配便

自宅から宅配便を発送する場合には、平日の午後零時から午後5時までを配達日時として指定してください。荷物のあて名は、「司法研修所ひかり寮（又はいずみ寮）気付本人あて」として、発送した荷物の伝票控えを持参してください。

【送り先】 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所ひかり寮気付 ○○○○（本人）あて

又は

司法研修所いずみ寮気付 ○○○○（本人）あて

なお、自家用自動車での荷物の搬出入は、やむを得ない事由により事前に許可を得た場合を除き、禁止されています。

4 寮費等

(1) 7泊以下の場合の1泊目の宿泊料は1,650円で、2泊目から1泊650円が加算されます。

8泊以上の場合の1泊目の宿泊料は2,650円で、2泊目から1泊650円が加算されます。

(2) 寝具類のクリーニング代は、1,380円です。(ただし、利用日数が7日(退寮日を除く。)を超える場合は、7日ごとに1,380円を加算します。)

※ 宿泊料及びクリーニング代は、欠泊した場合原則として返還しません。

5 寮室

寮室は、バス、トイレ付の洋式の個室です。備品として電気ポット、ヘアドライヤー(いずみ寮は貸し出しとなります。)、ハンガー2本、フードボックス(湯呑み、茶托、コップ、緑茶ティー・バッグ)、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ボディソープ、シャンプー、フェイスタオル及びバスタオルがありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありません。各自で用意してください。

おって、寮室にはテレビはありませんので、1階ロビー又は談話室(ひかり寮)のテレビを御利用ください。

6 共用施設

(1) 研究室等

ひかり寮の研究室には、判例体系等が配架されているほか、パソコン(ワード、エクセル使用可)及びプリンタが数台設置されています。

なお、いずみ寮の資料室にもひかり寮と同様の判例体系等が配架されているほか、3階セミナールームには、プリントアウト用デスクトップ型パソコン(ワード、エクセル使用可)及びレーザープリンタを数台設置してあります。

(2) ランドリー室

ランドリー室に洗濯機、乾燥機、電気アイロン及び電気掃除機を備え付けています。午前7時から午後11時まで使用できます。

(3) 給湯及び給湯室

洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで寮室に給湯します。給湯室は1階にあり常時使用できます。

(4) 冷蔵庫及び電子レンジ

寮室には、47リットルの冷蔵庫を備えてあります。また、共用の冷蔵庫及び電子レンジがひかり寮では各階のランドリー室に、いずみ寮では各階の給湯室に設置されています。

(5) ズボンプレスサー

ひかり寮の各階のリネン室にズボンプレスサーが備え付けてあります。利用後は速やかに所定の場所に戻してください。

(6) 喫煙

寮室以外での喫煙はできません。希望者には、灰皿を貸し出しますので、退寮時には所定の場所に戻してください。

(7) 寮室備付け電話

寮室備付けの電話から内線電話がかけられます。寮室備付けの電話番号簿を参照してください。市内通話及び市外通話を行う場合は、専用のプリペイドカードが必要です。このカードは、ロビーにある電話カード用券売機で購入できます。カードを購入されたら、券売機の横に備え付けている「利用方法の案内」を御覧になって、カードリーダーで登録処理をしてください。

また、退寮の際には、残額の有無にかかわらず必ずカードリーダーで精算処理をし、残額がある場合には、カードの券売機で払い戻してください（精算処理しないと後の人が電話を利用できなくなります。）。

(8) 朝食

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂が利用できます（平日のみ営業します。）。

(9) 連絡事項

皆さんへの連絡事項は、寮事務室前の掲示板に掲示しますので、必ずご覧ください。

7 退寮

(1) 研修（究）最終日の翌日の退寮は、午前10時までとします。

(2) 研修（究）最終日までに退寮する場合は、寮室を退寮日の研修（究）終了後まで利用できます。

(3) 退寮するときは、寮室の鍵を寮事務室に返還してください。

休日等係員のいない場合は事務室内のキーボックスに鍵を入れて退寮してください。

(4) 退寮の際、シーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオル等は、リネン室のカートに入れてください。

8 その他

(1) ゴミの処理については、寮室備え付けのお知らせに記載していますので、お読みください。

(2) 各階のロビーの照明は午後11時に消灯します。

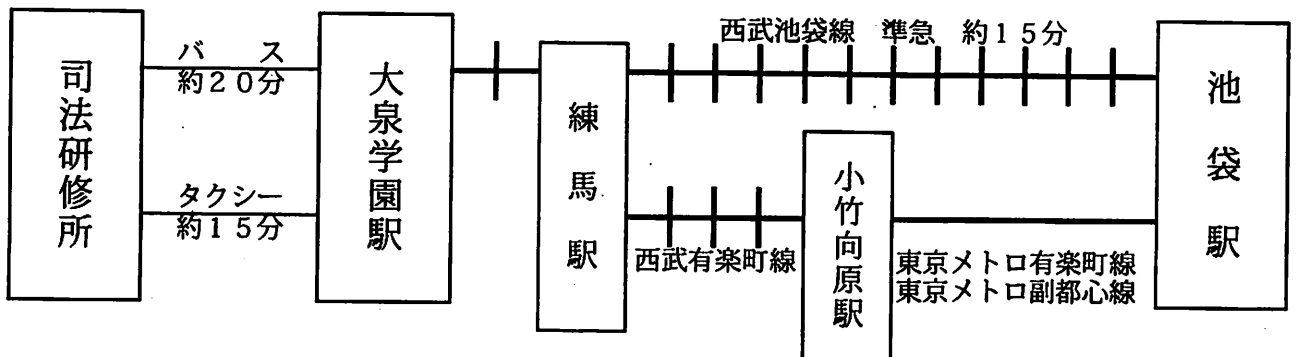
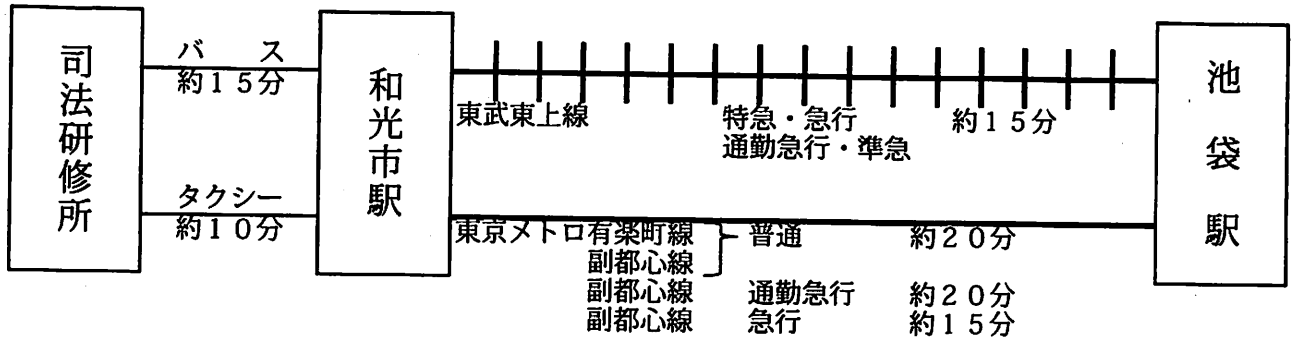
(3) 入寮後、寮利用について御不明な点がありましたら、寮事務室（内線 [REDACTED] [REDACTED]）にお尋ねください。

(4) 入寮に際して御不明の点がある場合は、総務課寮務係（ [REDACTED] [REDACTED]（ダイヤルイン））にお問い合わせください。

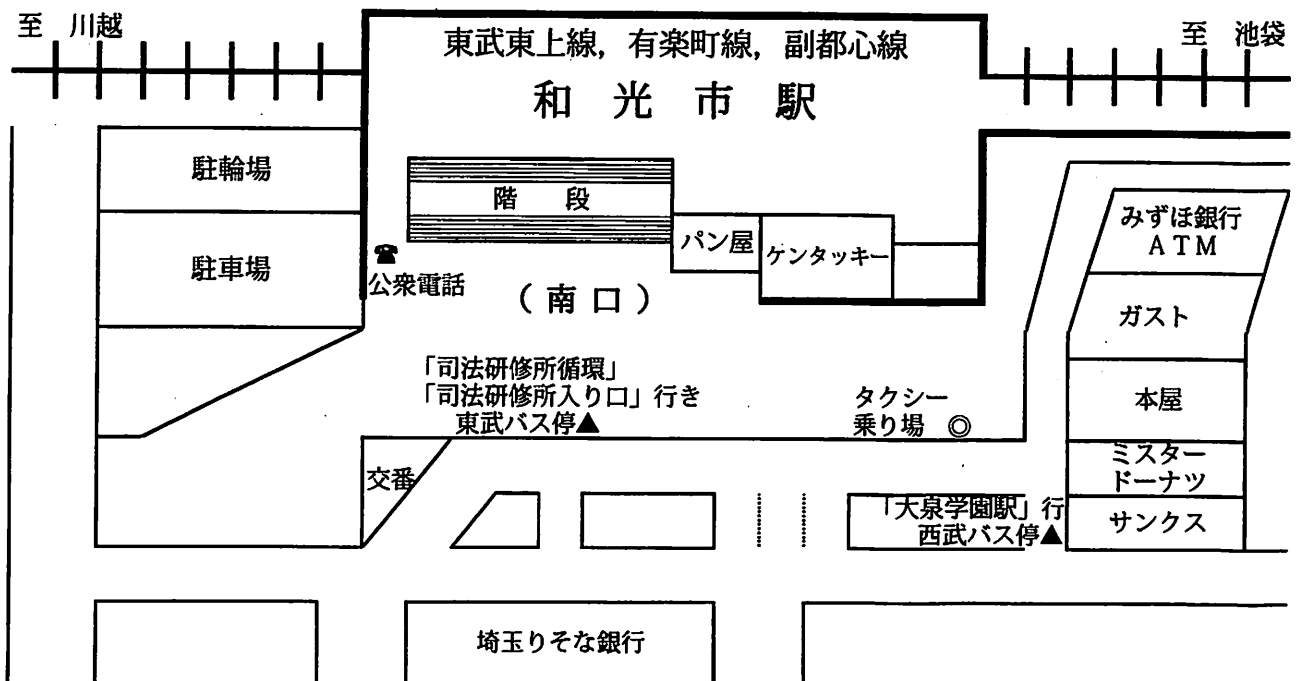
なお、住み込みの職員による寮の管理は行っていません。

※ 入寮される際には、本文書を印刷して手控えとしてお持ちください。

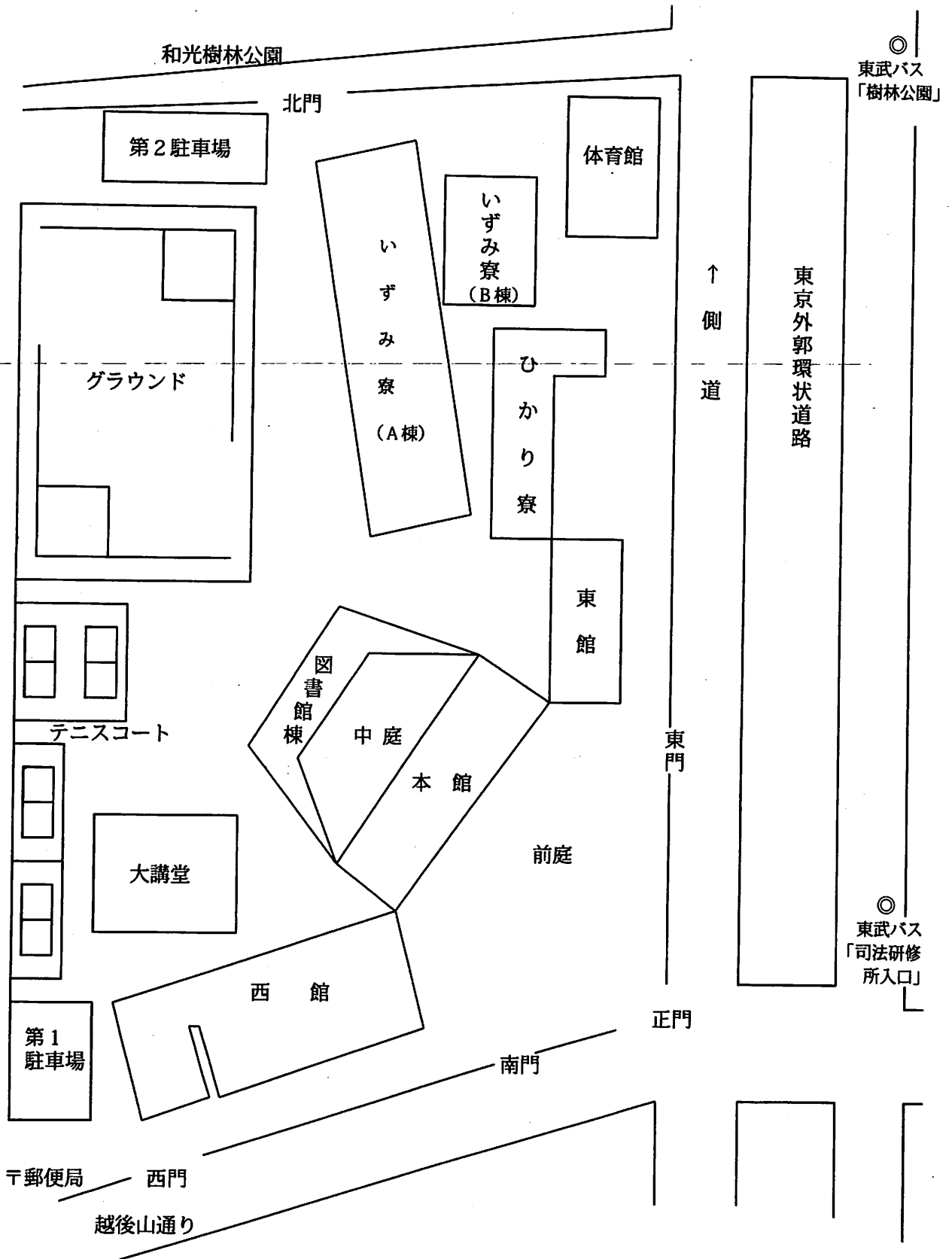
交通の御案内



(注) 休日は、「樹林公園」バス停で下車し、当研修所北門を利用してください。



司法研修所案内図



ひかり寮及びいずみ寮におけるインターネット接続サービスについて

1 ホットスポットについて

ひかり寮のロビー並びにいずみ寮のロビー及びセミナールーム等は、ホットスポット（NTTコミュニケーションズ株式会社の無線LANサービス）のサービスエリアです。利用を希望する方は、ホットスポットのホームページ

<http://www.hotspot.ne.jp/>（半角入力）

から申込みをしてください（ホットスポットの提携プロバイダのオプションメニューとして利用することもできます。）。

利用条件、料金、その他ホットスポットの利用についての詳細は、上記ホームページを参照してください。

パソコン、無線LANカードは、各自で用意してください。

なお、無線LANカードについては、総務課寮務係に保管してありますので、利用希望者は同係に申し出てください（寮外への持ち出しは厳禁）。ただし、数に限りがありますので、貸出しに応じられない場合があります。

2 確約書の提出

寮内でホットスポットを利用する方は、利用開始前に、別紙の確約書を総務課寮務係に提出（ファクシミリ不可）してください（研修参加時に持参する。）。

確約書の用紙は、同係にも備え置いてあります。

3 注意事項の遵守

ホットスポットを利用する方は、確約書の記載事項を遵守してください。これに反して情報漏洩等の事故を引き起こした場合には、司法行政上の措置を受けることになりかねませんので、十分、注意してください。

4 その他

ホットスポットの利用に関する問い合わせは、ホットスポットサービスセンター（TEL 0120-815-244）へお願いします。

確 約 書

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

所 属 裁判所
官 職
氏 名 ㊟

私は、下記の事項を遵守した上で、司法研修所の寮内でホットスポットを利用することを確約いたします。

記

- 1 執務及び研修関連の電磁的情報を取り扱う私物パソコン（裁判所支給外端末での情報処理等の届出をしているものに限る。以下「私物パソコン」という。）でホットスポットを利用する場合には、執務及び研修関連の電磁的情報をフロッピーディスクやUSBメモリ等の外部記憶媒体に保存し、内蔵ハードディスクには保存しないこと。
- 2 執務及び研修関連の電磁的情報を取り扱う際には、私物パソコンをホットスポットから遮断された環境におくこと（無線LANカード等の関連デバイスを停止する等。）。
- 3 執務及び研修関連の電磁的情報を、電子メールに添付して送信等をする方法は用いないこと。
- 4 私物パソコンでホットスポットを利用する場合には、必ず、NTTコミュニケーションズ株式会社が無料提供しているセキュリティ強化ソフトを、以下のサイトからダウンロードして利用すること。

<http://www.hotspot.ne.jp/service/lx/index.html>

- 5 1から4までのほか、情報セキュリティ関連通達等の定めるところに従うこと。

平成22年3月26日

研究会参加裁判官 各位

司法研修所事務局長 笠井之彦

私物パソコンの使用に関する届出等について（事務連絡）

司法研修所において、非公表情報（注1）を取り扱うために私物パソコンを使用しようとする研究会参加裁判官は、所属庁に提出済みの「自宅での判決起案等に関する届出書」の写しを司法研修所長に提出してください（注2）。

なお、私物パソコンの使用に当たっては、平成20年11月19日付け情報政策課長事務連絡「職員が情報及び情報システムを取り扱う際の情報セキュリティ対策実施要領の改定について」を始めとする情報セキュリティ関連通達等が適用されますから、これを遵守してください。

（注1）裁判所が保有する情報のうち裁判所のウェブサイト等において広く一般に公表されている情報以外のすべての情報をいいます。研修に関連する情報も大部分がこれに該当することになります。

（注2）従前の届出に係るパソコンと異なるパソコンを使用する場合等、届出を行った内容に変更があるときは、改めて所属庁に届出をした上で、その写しを司法研修所に提出してください。

平成23年度弁護士任官者実務研究会

参加者名簿

高裁管内	本務庁	氏名	備考
東京	千葉地裁	大畑道広	
大阪	大阪高裁	大泉遠藤	
	大阪地裁	長吉	
福岡	福岡高裁	田祈	

合計 5 人

平成23年度弁護士任官者実務研究会

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
4	7	木	9:50	10:00	12:00	13:00	17:15	
		所長 あいさつ	裁判所の組織, 職員制度の 概要と裁判官の服務 最高裁人事局任用課長 徳岡 治 司研教官 瀧澤 泉		座談会「弁護士と裁判官の間」 東京高等裁判所判事 北澤 純一 司研教官 瀧澤 泉			
	8	金	9:50		12:00	※	13:00	17:00
				令状事務について 司研教官 中里 智美			民事記録研究 —民事訴訟の審理と判決を巡って 司研教官 岡部 純子	

※ 昼食会